

全国再非行防止ネットワーク協議会 ヘルプライン規程

(目的)

第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会（以下「本協議会」という。）及び本協議会が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づいて実施する民間公益活動促進業務における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、本協議会の運営委員または協力団体職員含むすべての職員に対して適用する。

(通報等)

第3条 本協議会の運営委員または協力団体職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った運営委員または協力団体職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 本協議会の運営委員または協力団体職員は、本助成事業に関しての不正行為の場合には JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を利用することができる。

2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(公正公平な調査)

第5条 JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関に報告を行った場合には、通報等の内容を、直ちにコンプライアンス担当委員に報告する。

2 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。

3 運営委員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するもの

とする。

(調査結果の通知等)

第6条 JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を活用した場合には、通報等に基づく調査の後、遅滞なく通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第7条 JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関が調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第8条 JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を活用した通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。

2 JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。

3 役職員は、各ヘルプライン窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第9条 本協議会の運営委員または協力団体職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(内部通報制度に関する教育)

第10条 本協議会は、運営委員または協力団体職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を 定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。